

武蔵村山市立地適正化計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 武蔵村山市立地適正化計画策定支援業務委託について、当該業務の実施に最も適した事業者を選定等するため、武蔵村山市立地適正化計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 武蔵村山市立地適正化計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び事業者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

2 委員は、都市整備部長、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、総務部防災安全課長、都市整備部都市計画課長、同部交通企画・モノレール推進課長、同部区画整理課長、同部道路下水道課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行する。